

(趣旨)

第 1 条 この規則は、越谷市自殺対策推進条例（平成 30 年条例第 53 号）第 9 条第 3 項の規定に基づき、越谷市自殺対策連絡協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 法務関係者
- (4) 学校教育関係者
- (5) 産業労働関係者
- (6) 福祉関係者
- (7) 自殺対策に関する活動を行っている民間団体の代表者
- (8) 公募による市民
- (9) 関係行政機関の職員
- (10) その他自殺対策に関し市長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者に対し、出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、保健医療部保健所保健総務課こころの健康支援室において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第9号）抄

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。